

## 結婚新生活支援補助金に関する質問(Q&A)について

### 【対象者について】

Q1 婚姻日より前に市内で住宅を購入(住居を賃借)したが、補助金の対象になりますか？

A1 婚姻日より前でも令和7年1月1日以降に住宅購入(住居賃借)の契約をし、それに対して支払った費用であれば対象になります。ただし、住宅購入(住居賃借)が結婚を機に購入(賃借)した場合に限ります。

Q2 住宅購入(住居賃借)契約した住宅の住所に引越が終わっていないが、補助金の対象になりますか？

A2 対象になりません。引越して転入(転居)届を提出し、住所を異動させてから補助金の申請となります。

Q3 再婚した夫婦も補助の対象になりますか？

A3 対象になります。

ただし、夫婦のいずれかまたは両方がこの補助金を受けたことがある場合は、対象となりません。

Q4 夫婦の令和7年度(令和6年分)所得証明書または課税証明書が発行できない時期(4～5月)に申請する場合はどうすればよいですか？

A4 令和7年度所得証明書または課税証明書が発行できない時期については、仮受付をさせていただきますので、所得証明書または課税証明書を除いて申請してください。所得証明書または課税証明書については、発行できる時期(6月以降)になってからご提出ください。

Q5 妻が結婚を機に離職した場合、夫婦の所得はどうなりますか？

A5 離職した場合についても、夫婦の令和7年度(令和6年分)の所得で判定します。

Q6 貸与型奨学金の年間返済額及び期間はどのように確認するのですか？

A6 申請時において返済をおこなっている方が対象であり、返済額の期間は令和6年1月1日から令和6年12月31日までです。  
年間返済額の確認は、奨学金返還証明書になりますが、証明書の発行が難しい場合は、返済に対する領収書の写しや通帳により確認します。

### 【対象経費について】

Q7 対象とならない費用はありますか？

A7 住宅取得に伴う土地購入代、住居賃借に伴う家賃、引越に係る業者以外(家族や友

人など)に依頼した際の謝礼やレンタルカー代は補助金の対象になりません。

Q8 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費または住居賃借費は補助対象になりますか？

A8 対象になりません。

Q9 補助対象期間内に複数回の引越をした場合、2回目以降の引越にかかる費用も対象になりますか？

Q9 対象になりません。補助対象となるのは初回のみです。

【補助金額について】

Q10 住居賃借契約した際に礼金が要らず敷金だけだったが、引越費用も対象になりますか？

A10 対象になります。

補助対象費用の合算額が補助上限額以内であれば、申請できます。

【問合せ先】南あわじ市役所 総務企画部 ふるさと創生課  
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1  
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305  
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp